

## 高浜市こども食育マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市こども食育マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象となる着ぐるみ)

第2条 この要綱による貸出しの対象となる着ぐるみは、高浜市こども食育マスコットキャラクター「かわら食人 カワラッキー」1体とする。

(着ぐるみを借受けできる者)

第3条 貸出しにより着ぐるみを借受けできる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動する個人、団体若しくは法人であって、こども食育の趣旨を理解し、その啓発の一環として着ぐるみを使用しようとするものその他市長が適当と認めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第4条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを行うものとする。

(貸出しの許可申請)

第5条 着ぐるみの借受けを希望する者は、着ぐるみ貸出許可申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、着ぐるみの借受けを希望する日の6月前から3日前までの間において、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの許可)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、着ぐるみ貸出許可書（様式第2）により、着ぐるみの貸出しを許可するものとする。

(貸出しの制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

- (1) 営利を目的として使用するものと認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められ

るとき。

(3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(5) 着ぐるみを破損させ、又は汚損させるおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が貸出しについて、不相当と認めるとき。

(貸出期間)

第8条 着ぐるみの貸出期間は、貸出しをした日から、1週間以内とする。

(貸出料)

第9条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第10条 市長から着ぐるみの貸出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) その他市長の指示する条件に従って使用すること。

(貸出しの中止等)

第11条 市長は、使用者がこの要綱及び許可の条件に違反していると認めるときは、当該使用者に対して、着ぐるみの貸出しを中止するものとし、当該使用者の以後の貸出しを許可しないものとする。

(返却及び実施報告)

第12条 使用者は、着ぐるみの使用が終わったときは、速やかに着ぐるみを市に返却するとともに、着ぐるみ貸出実施報告書（様式第3）を、市長に提出しなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、借り受けた着ぐるみを破損又は汚損させた場合は、当該使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、使用者が市に着ぐるみを返却する際、市が着ぐるみの補修又はクリーニングが必要と判断した場合も、同様とする。

(免責)

第14条 市長は、着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害及び使用者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(庶務)

第15条 着ぐるみの貸出しに関する庶務は、こども未来部こども育成グループにおいて処理する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。